

第7期 栗山町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

～みんなで助けあい 健康で笑顔あふれるまち くりやま～

栗山町では、平成30年度から32年度までを第7期として、総合的な高齢者保健福祉事業・介護保険給付対象外のサービスの計画、また、要介護者の現状把握等を図って地域支援事業の実施、必要となる介護給付対象サービス量を見込んで、財源の確保を図るため、第1号被保険者保険料などを算定しました。

計画の詳細は、町ホームページでもご覧になれます。

●栗山町の現状

※各年10月1日現在

	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H37 (推計)
総人口	12,502	12,351	12,098	11,995	11,826	11,657	10,751
65歳以上	4,555	4,620	4,628	4,626	4,650	4,673	4,488
高齢化比率	36.4%	37.4%	38.3%	38.6%	39.3%	40.1%	41.7%
要介護認定者数	747	761	773	819	870	938	1,044

平成29年の高齢化比率は38.3%で、平成32年には高齢者人口がピークとなり、高齢化比率は40%を超える推計となりました。その後、高齢者人口は減少していきますが、後期高齢者人口(率)は増加し、これに伴い要介護認定者数も年々増加することが予想されます。

※上記、要介護認定者数実績は、各年9月30日現在の数値(国保連)

●計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、また介護が必要な状態になっても生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

●第6期計画の取り組み

第6期(平成27年度～平成29年度)では・・・

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、個々の心身状態にあったケアを提供できるよう医療と介護関係者が連携しやすいシステムづくりと介護予防の普及・啓発に努めてきました。

また、介護予防が必要な高齢者を把握し、自立した生活を続けられるよう個々のニーズに応じた生活支援のための地域支援事業や高齢者保健サービスを実施し、健康づくり・疾病予防のための健康教育や健康相談、特定健診の受診勧奨も併せて実施してきました。

●第7期計画の柱は・・・

「地域包括ケアシステム」の深化を目指す

- 1) 自立支援、介護予防、重度化防止の推進
- 2) 生活支援を中心とした地域包括ケアの充実
- 3) 高齢者の社会参加と活動の場づくりを推進
- 4) 地域の見守り・支え合い活動の充実
- 5) 介護福祉学校と町内介護支援事業所との連携

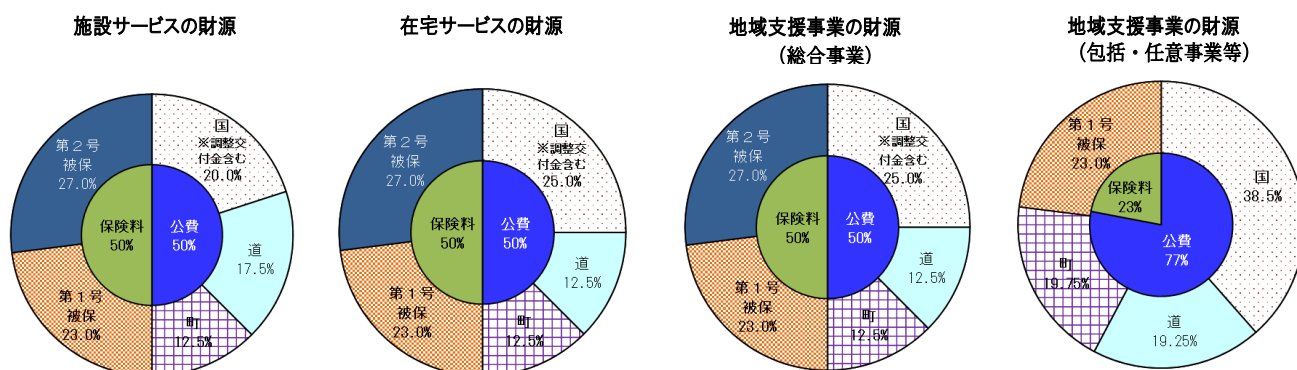
の5つの柱を掲げ取り組んでいきます。

栗山町の特性を生かした地域包括ケアシステムを深化させるため、生活実態に見える化するとともに、有識者等と連携し、地域課題の分析と評価・効果検証を行うPDCAサイクルを円滑にし、支援体制の充実を目指します。

保健福祉課
高齢者・介護
グループ
☎73-7507

●介護保険給付費の財源

介護保険料は、国・道・町などの公費と、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。
介護保険サービスを十分に整え、介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用できるよう、第7期の介護保険料を決めています。



●65歳以上の介護保険料 平成30年度～32年度の65歳以上の介護保険料は次のとおりです。

保険料の算定方法は？

- ① 第7期中(3ヵ年)の介護サービス量がどれくらいかを見込みます。
- ② 介護サービスの利用者は、所得に応じ1割、2割、3割(平成30年8月から)を負担し、残りを上記の財源割合で負担します。
- ③ 今後の人口推計を基に算出した65歳以上の人数で割り返しました。

基準月額 は **5,162 円** (第6期は4,908 円)

第7期の保険料が増加した要因は・・・

高齢化率上昇による要介護認定者の増に伴う介護サービス見込量の増、介護報酬改定、消費税変更見込、第1号被保険者の負担割合が、22%から23%に変更されたことなどです。

保険料については、
税務課までお問合わせください。
☎ 73-7505

0.50 生保受給者及び 老齢福祉年金受給者、 年金収入等 80万円以下	0.75 年金収入等 80万超 120万円以下	0.75 年金収入等 120万超	0.90 課税世帯で 本人が住民 税非課税で 年金収入等 が 80万円 以下	基準額 1.00 課税世帯で 本人が住民 税非課税で 年金収入等 が 80万超	1.20 本人が住民 税課税で合 計所得金額 が 120万円 未満	1.30 本人が住民 税課税で合 計所得金額 が 120万円 以上 200万円 未満	1.50 本人が住民 税課税で合 計所得金額 が 200万円 以上 300万円 未満	1.70 本人が住民 税課税で合 計所得金額 が 300万円 以上
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
30,900 円	46,400 円	46,400 円	55,700 円	61,900 円	74,200 円	80,400 円	92,800 円	105,200 円

← 住民税非課税世帯 →

★平成30年度から平成32年度では第1段階の上記年額保険料の一部が公費負担により軽減されます。

栗山町が目指す地域包括ケアの姿



●高齢者保健福祉サービス

★介護保険以外のサービス

高齢者が安心して自立した生活を送れるように、要介護認定を受けていなくても、受けられるサービスがあります。

(対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

除雪サービス事業

70 歳以上の非課税世帯で滞納がなく、近くに子供がいない高齢者のみの世帯へ、自宅周辺の除排雪費用の一部を助成します。

町営バス高齢者乗車証交付事業

70 歳以上の高齢者に町営バスが割引になる乗車証の交付をします。

緊急通報装置設置事業

おおむね 65 歳以上の心臓疾患、高血圧等の慢性疾患や整形疾患等により日常生活上注意を要する状態にある方などに、緊急通報システムを設置し、安否確認や健康相談を行います。(アルソック)

老人日常生活用具給付事業

65 歳以上の一人暮らしの低所得高齢者へ、自動消火器・電磁調理器の給付などを行います。

歩道ベンチ設置事業

高齢者が休憩できるよう、町内の歩道に木製ベンチを設置します。

高齢者介護福祉金支給事業

非課税世帯で 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、且つ以下の要件に全て該当する者
・前年収入が 120 万円以下
・固定資産を持っていない。
・当該年度の住民税において、他の者の扶養親族になっていない。
・施設に入所していない。
・生活保護を受けていない。
月額 2,600 円支給

養護老人ホーム入所措置

身体的・経済的等の理由により、居宅においての生活が困難な高齢者の入所を措置します。

保健福祉課
高齢者・介護グループ
☎73-7507

●地域支援事業

地域支援事業は、地域包括ケアを深化する上で核となる事業であることから、地域の特性・課題を踏まえ下記の事業に取り組みます。(左イメージ図)

1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1・2、事業対象者(要介護認定非該当者)に対して従来提供していた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、住民主体の支援や基準を緩和したサービスを提供します。また、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室を取り進めます。

- (1)介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等)
- (2)一般介護予防事業
(普及啓発、あんしん相談日、健康・介護予防講話、介護予防教室、生きがいづくり教室、プール運動教室、すこやか運動教室、あたまイキイキ教室、脳の健康教室)
- (3)地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)
- (4)一般介護予防事業評価事業
- (5)地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職による助言)

2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、包括的及び継続的な支援を行う包括ケアを実現するための中核的役割を担っています。

- (1)総合相談支援事業(初期段階の相談対応や、継続的・専門的な相談の支援)
- (2)権利擁護事業(成年後見制度の申立て支援、研修会の実施)
- (3)包括的・継続的ケアマネジメント事業(ケアマネ等の資質向上)
- (4)介護予防ケアマネジメント(要支援者及び事業対象者の重度化防止の計画策定)
- (5)地域ケア会議の充実(地域、多職種等による支援体制の充実)

3 包括的支援事業(社会保障充実分)

地域包括ケアシステムの整備と深化に向けての取組を強化します。

- (1)在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療と介護連携の体制整備)
- (2)生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーターと協議体を活用した地域課題の把握、資源の掘り起こし等)
- (3)認知症総合支援事業
(認知症高齢者に必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守りなどの生活支援サービス体制の充実)

4 任意事業

地域で介護を行っていく上で、市町村の実情に応じて必要な支援を行う事業

- (1)介護給付等費用適正化事業(介護給付等に要する費用の適正化 5 項目の実施)
- (2)その他の事業(配食サービス事業)

ち い き ほう かつ し え ん

栗山町地域包括支援センター

住み慣れたまちで、いつまでも元気で暮らせるようサポートいたします！

地域包括支援センターは高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活するために、できる限り介護が必要な状態にならないようにするとともに、介護が必要になっても、高齢者の方の状況に応じたサービスが切れ目なく提供される体制を支える総合窓口となっています。



73-2255

お気軽にお電話ください。

★町内の各関係機関との連携

地域包括支援センターが中心となり、各関係機関や地域と協働した取り組みを推進します。

- ・社会福祉協議会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・老人クラブ連合会
- ・地域医療協議会
- 各医療機関、調剤薬局
- ・健康づくり推進協議会
- ・地域密着型サービス運営委員会
- ・地域包括支援センター運営協議会
- ・生活支援体制整備事業協議体
- ・警察署、消防署

★高齢者の健康づくりの推進

●健康に対する意識の啓発

町広報誌等に健康に関する記事の掲載等の情報発信、健康講座や研修会を開催し、健康意識の向上を図ります。

●健康診査・がん検診等の実施

- (1)特定健康診査
- (2)後期高齢者健診(いきいき健診)
- (3)がん検診
- (4)脳検診・脳ドック
- (5)成人・高齢者歯科健康診査

●生活習慣改善への支援

定例健康相談を開催し、保健師・管理栄養士等による健康や栄養に関する相談指導を実施します。また、各町内会・自治会等の団体を対象に健康講話を行います。

●訪問指導

健康診査による指導が必要な方や、支援が必要な高齢者などを対象に保健師、管理栄養士が訪問指導を実施し、健康管理や介護予防・療養方法について支援を実施します。

●予防接種

感染症の発症予防や重度化防止のために、高齢者インフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

健康相談・保健指導は・・・
保健師・管理栄養士が対応します。
保健福祉課
健康推進グループ
☎73-2256